

第18回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 3階
「ハーバーサーカス」

決議事項

議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意は
ございません。ご理解賜りますようお願い申し上げ
ます。

富士石油株式会社

証券コード 5017

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業の概況等につきご報告申し上げます。

2020年6月

取締役社長

柴生田敦夫



目次

■ 第18回定時株主総会招集ご通知 ……	2
■ 株主総会参考書類 ……	6
議案 資本準備金の額の減少及び 剰余金の処分の件 ……	6
(添付書類)	
■ 事業報告 ……	7
■ 連結計算書類 ……	22
■ 計算書類 ……	24
■ 監査報告 ……	26

(証券コード 5017)
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号
富士石油株式会社
取締役社長 柴生田 敦夫

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、政府や都道府県知事から新型コロナウイルス感染拡大防止のための様々な行動対応が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主様におかれましては、近時の状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては**株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階「ハーバーサーカス」

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、株主様にご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。また、次ページの株主様へのお願いも併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

以 上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本招集ご通知に記載した対応を変更・更新する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、会場受付でお申し出くださいますようお願いいたします。
- ・当社役職員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいませようお願い申し上げます。

◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.foc.co.jp/ja/ir/library/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。


◎当日、当社役職員及び株主総会の運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎本株主総会では来場記念品（お土産）のご用意はございません。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。


郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

議決権行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使回数 10回

〇〇〇〇株式会社 御中

取組は、〇〇〇〇年〇〇〇〇日開催の株主総会（以下「株主総会」といいます）に出席する株主様（以下「株主様」といいます）の議決権行使の権利を行使するためのものです。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

先議案につき賛成の意思表示がない場合は、賛成の意思表示したものと取り扱われます。

〇〇〇〇株式会社

議決権行使書

議決権行使書

〇〇〇〇株式会社

インターネット等による議決権行使に必要となる「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

●こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

※議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

右記のQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスして頂くことも可能です。



議決権行使手順

議決権行使ウェブサイトへアクセス

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

ログインする

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。

パスワードの入力

「初期パスワード」を入力し、株主様がご使用になる「新しいパスワード」をご登録ください。

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

⚠️ ご注意


※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。


※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

▶ ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2020年3月期末時点において、4,901,042,404円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、この繰越利益剰余金の欠損の填補及び今後の資本政策の柔軟性確保を目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 7,381,533,925円のうち 4,901,042,404円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,901,042,404円

(3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月25日

2. 剰余金の処分にに関する事項

上記1.の資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、同額分の繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,901,042,404円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,901,042,404円

(3) 増減後の剰余金の残高

その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 0円

(4) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2020年6月25日

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

■ 事業環境

期初1バレルあたり68ドル台で始まったドバイ原油価格は、4月下旬には74ドル台まで上昇しました。その後はサウジアラビアの石油施設への攻撃による供給リスクの高まりから一時高騰する場面もありましたが、米中貿易摩擦による世界経済減速懸念等を背景に、概ね50ドル台後半から60ドル台前半で推移しました。年末から1月にかけては、米中通商協議での第一段階合意や、米国とイランの関係悪化等を背景に再度60ドル台後半まで上昇しましたが、その後は新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大に伴うエネルギー需要の減少に加え、3月上旬のOPECプラスにおける協調減産交渉の決裂等を受け急落し、3月末には23ドル台となりました。この結果、期中平均では前期を9ドル下回る約60ドルとなりました。

一方、期初1ドル111円台前半で始まった外国為替相場は、堅調な米国景気を背景に4月下旬には112円台前半まで円安が進みましたが、その後は米政策金利の引き下げ観測等を背景に円高が進行し、8月には米中の報復関税の応酬等から一時104円台半ばを記録しました。9月以降は米中通商協議の進展への期待や米国株式市場の上昇等を受けて再び円安基調となり、2月下旬には112円台前半まで円安が進行しましたが、その後はCOVID-19の世界的な感染拡大を背景に為替市場も大きく混乱し、101円台前半から111円台半ばまで激しく動く展開となり、3月末は108円台後半で終了しました。この結果、期中平均は前期より約2円の円高となる約109円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、ガソリンは低燃費車の普及進展に加え、台風等の自然災害による影響もあり前期比97.0%、灯油は昨年度を上回る暖冬の影響を受け前期比93.7%となり、いずれも前期を下回りました。軽油は貨物輸送を中心に底堅い需要があったことから、他の油種よりも減少幅が小さい前期比99.6%にとどまりました。C重油は、発電用燃料の石炭・LNGへの転換が進んだことに加え、冷夏・暖冬の影響等により、前期比83.7%となりました。この結果、燃料油総量としては、前期比96.3%の需要となりました。

■ 連結業績

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は、小規模定期修理を実施したことにより製品生産・販売数量が減少したことに加え、原油価格の下落を受けて販売

価格が下落したことなどにより、前期を792億円下回る4,623億円となりました。

損益につきましては、小規模定期修理の影響に加え、第4四半期中の石油製品市況の急激な下落により販売マージンが悪化したこと、並びに、3月の原油価格暴落に伴い在庫影響（総平均法及び簿価切下げによるたな卸資産の評価が売上原価に与える影響）による203億円もの多額の原価押し上げ要因が発生したこと（前期は23億円の原価押し下げ要因）により、営業損益は前期と比較して335億円減益となる286億円の損失となりました。経常損益は、持分法による投資損益の改善等により、前期と比較して323億円減益となる287億円の損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、前期と比較して319億円減益となる290億円の損失となりました。

なお、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益については、営業損失相当額は83億円（前期比109億円減少）、経常損失相当額は84億円（前期比97億円減少）となりました。

■ 事業経過

(生産状況)

袖ヶ浦製油所では、昨年5月から6月に生産設備の運転を停止し、保全・補修作業を行う小規模定期修理を実施したことに加え、運転再開後の一部装置での不具合等の影響もあり、原油処理量は、前期に比べて10.6%減となる7,107千キロリットルとなりました。なお、常圧蒸留装置の稼働率は、年度平均で85.4%となりました。

(単位：千キロリットル)

区 分	当 期	前 期	対前期比 (%)
原 油 処 理 量	7,107	7,946	89.4
半 製 品 繰 入 量	569	614	92.8
原 料 合 計	7,677	8,560	89.7
製 品 生 産 合 計	7,339	8,197	89.5

事業報告

(販売状況)

当社の当期における石油製品及び石油化学製品等の販売数量につきましては、小規模定期修理等の影響による製品生産量の減少に伴い、前期に比べ10.0%の減少となる7,393千キロリットルとなりました。

油種別では、ガソリンは製品市況の変動に応じて石化製品との振替生産を柔軟に行った結果、前期比1.3%の減少にとどまりましたが、ナフサは同11.7%、A重油は同12.8%、ベンゼン・キシレンは同13.6%の減少となりました。一方、C重油は、電力用需要の大幅な減少等により、前期に比べ49.9%の減少となりました。

(単位：千キロリットル)

油種	当 期	前 期	対前期比 (%)
ガソリン	2,172	2,202	98.7
ナフサ	300	340	88.3
灯油・ジェット燃料	1,251	1,336	93.7
軽油	1,596	1,736	92.0
A重油	309	355	87.2
C重油	147	293	50.1
(内、電力用)	(77)	(253)	(30.7)
ベンゼン・キシレン	435	503	86.4
その他	1,184	1,448	81.8
販売合計	7,393	8,212	90.0

(企業理念に基づく事業活動への取り組み)

当社は、「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」、「ステークホルダーとの共存共栄」、「活力に満ちた働きがいのある職場」を企業理念と定め、事業を通じて社会に貢献しながら持続的な成長を目指す企業であるべきとの信念のもとに、環境負荷の低減活動と地域社会への貢献活動、さらには企業統治向上のための体制見直しに日頃より取り組んでおります。

○安全の確保とエネルギーの安定供給

袖ヶ浦製油所では、所員全員による安全点検（パワープレイ総点検）などの各種活動を継続的に実施し、安全の確保に努めるとともに、IoT等最新技術の導入・活用にも積極的に取り組んでおります。

また、地震等の自然災害への備えにつきましては、入出荷設備等の耐震対策等のハード面、及び、巨大地震等に対する事業継続計画（BCP）等に基づく訓練等のソフト面の対策を継続して実施しております。

COVID-19への対応につきましては、従業員の健康を守るとともに、エネルギーの安定供給を堅持するため、代表取締役社長を本部長とする対策本部の指揮のもと、感染予防・感染拡大防止のための各種対策を実施しております。

○地球環境の保全

高効率なボイラー・タービン発電設備の設置など積極的な省エネルギー対策や省エネルギー活動を継続しております。また、水資源節約、大気・水質汚濁防止のための対応など様々な環境負荷の低減にも取り組んでおります。さらに、産業廃棄物の減量化・再資源化に取り組み、産業廃棄物最終処分量率は、2012年度より0%を継続しております。

○地域との共生

当社は、製油所の立地する袖ヶ浦市との関係において、各種ボランティア活動・寄付等を通じ、積極的にコミュニケーションを深めております。また、3月には、災害時の消防車両等への燃料供給体制の確保のため、同市と「災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定」を締結しました。

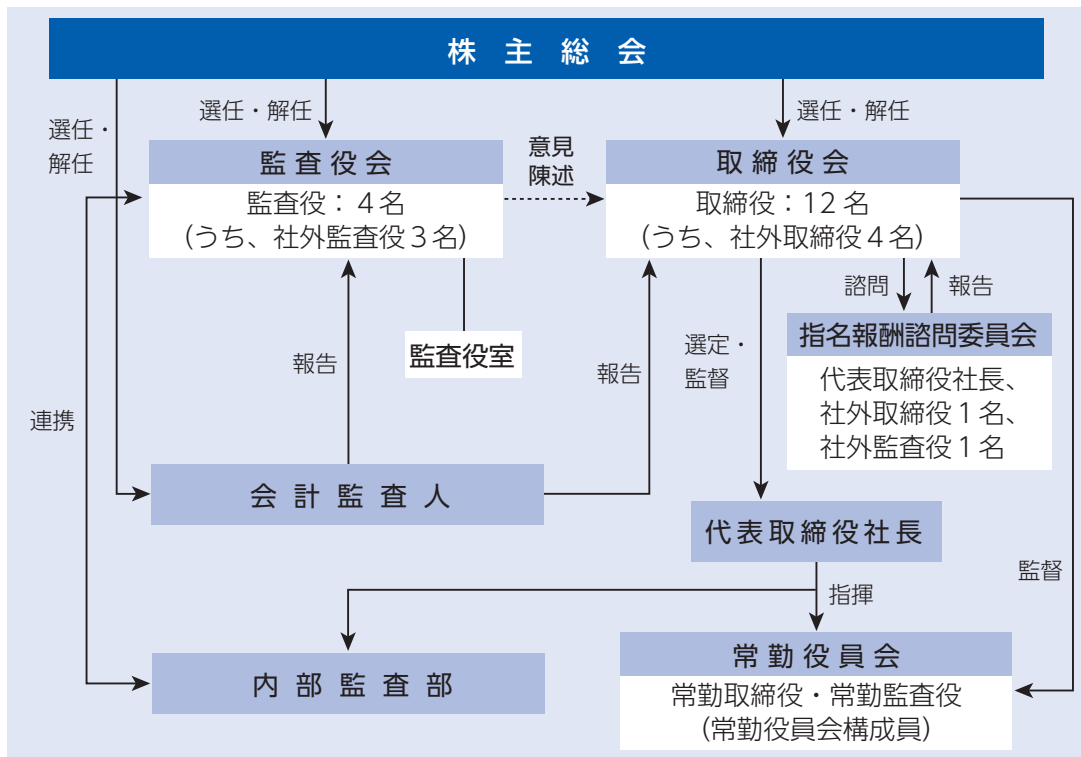
○働きがいのある職場実現に向けて

多様な人財が最大限能力を発揮できるよう、役割重視の等級制度導入や評価制度見直しなどの人事制度改革を実施するとともに、従業員のワーク・ライフ・バランスの更なる充実に向けて諸制度を拡充しました。また、当社の期待する人財を定義したうえで「人財育成方針」を新たに策定し、これに基づき教育・研修体系の再構築等を実施しました。

○ガバナンス体制

ガバナンス体制の強化を目的に、取締役会の任意の諮問機関として6月に指名報酬諮問委員会を新設するとともに、当社業績に連動した役員報酬制度を新たに導入しました。取締役の指名・報酬に関する議案の原案等については、指名報酬諮問委員会における審議を経た後、複数の社外役員が出席する取締役会の決議により決定します。

【参考】当社のコーポレートガバナンス体制



(グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

PETRO PROGRESS PTE LTDはシンガポールに本拠を置き、当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油及び石油製品の調達、販売等の営業活動を行っております。

日本オイルエンジニアリング株式会社は、主たる事業としての石油・天然ガスの開発・生産分野でのエンジニアリング・コンサルティング事業に加え、政府が開発を主導するメタンハイドレート開発計画にも参画しております。また、地熱発電、二酸化炭素を利用した原油の増進回収 (CO₂-EOR) 及び二酸化炭素の回収貯留 (CCS) 技術に関するエンジニアリング・コンサルティング事業も行っております。これらの活動を通じて同社は、低炭素社会の実現、エネルギー開発と地球環境の調和に貢献しております。

2. 設備投資の状況

当期は、製油所施設等に33億円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金及び自己資金等により賄いました。

3. 資金調達の状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりです。長期借入金の返済が進んだため、有利子負債残高は前期末比で19億円減少し1,270億円となりました。

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増減	当期末残高
長期借入金	48,867	△5,781	43,086
短期借入金	80,064	3,889	83,953
計	128,932	△1,892	127,040

(注) 長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額94億円を含んでおります。

4. 対処すべき課題

【当面の経営課題】

当期終盤におけるCOVID-19の感染拡大により全世界的に経済活動が停滞する中、石油需要は急激かつ大幅に減少し、原油価格も急落後、歴史的低位で推移しております。石油需要は新興国の経済成長に牽引され中長期的には拡大傾向が継続すると予測されているものの、COVID-19の感染収束時期が見通せない現時点においては、グループ従業員の感染予防・感染拡大防止に万全を期し、袖ヶ浦製油所等の安全・安定操業の継続を最優先に取り組みすることで、国民生活や経済産業活動に必須である石油製品の安定供給を始め、グループ各社が担っている社会的使命を果たしてまいります。

現在の状況を踏まえれば、COVID-19の影響による国内外石油需給環境の悪化と石油市況の乱高下は当面継続するものと想定されます。石油精製事業におきましては、市場動向を見極めながら顧客との連携を密に保ち、常に最適な生産規模を維持してまいります。また、コスト管理や原油等の原材料及び製品の在庫管理等を徹底し、事業キャッシュフローの健全性の維持に努めてまいります。

事業報告

今後、COVID-19の感染動向が収束に向かい次第、グループ各社とも迅速に業績の回復・拡大に全力で取り組んでまいります。

【中長期的な経営課題】

上記の当面の経営課題に優先的に対処しつつ、同時に第二次中期事業計画の最終年度に当たる2020年度においては、同計画に掲げた取り組むべき課題の達成に向け注力し、国内石油市場の縮小と国際市場での競争環境が激化する中で、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

(中期的経営課題)

- 袖ヶ浦製油所の稼働信頼性の維持・強化
- 高付加価値化・コスト競争力強化
- 輸出対応力強化
- 新規事業展開の検討

また、当社の企業理念で掲げる「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」、「ステークホルダーとの共存共栄」、「活力に満ちた働きがいのある職場」の実現にも注力してまいります。具体的には、

- ①石油連盟が策定した2030年度を目標年次とする低炭素社会実行計画に沿った当社省エネルギー目標値については、先行して達成が見込まれておりますが、更なる省エネルギー投資や省エネルギー活動を推進してまいります。
- ②2019年度に策定した「人財育成方針」に基づき、従業員に求められる役割・能力あるいは個々の状況等に応じたよりきめ細やかな教育・研修を実施してまいります。
- ③2021年度を開始年度とする次期中期事業計画において、低炭素・循環型社会の実現に資する新規事業展開を推進してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高 (百万円)	419,530	423,772	541,640	462,364
経常利益 (百万円)	18,102	8,633	3,599	△28,777
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,503	7,945	2,896	△29,058
1株当たり当期純利益	201円19銭	103円11銭	37円59銭	△377円7銭
総資産 (百万円)	288,175	291,878	299,144	245,504
純資産 (百万円)	62,816	69,856	71,536	41,297

(注) 1. 表中の△は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第15期…小規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量の増加があったものの原油価格の下落を反映した販売価格の下落により、売上高は前期を下回りました。一方、在庫影響が原価押し下げ要因となったことに加え、前期の小規模定期修理の影響の解消等により、親会社株主に帰属する当期純利益の計上となりました。

第16期…大規模定期修理等の影響により販売数量が減少したものの、原油価格の上昇を受け販売価格が上昇したことなどにより、売上高は前期を上回りました。また、在庫影響による原価の押し下げ要因が前期と比較して小幅にとどまったことや大規模定期修理の影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。

第17期…大規模定期修理を実施した前期に比べ販売数量が増加し、売上高は前期を上回りました。一方、2018年10月に発生した袖ヶ浦製油所における停電事故の影響及び第3四半期中の石油製品市況の一時下落により販売マージンが悪化したこと、並びに在庫影響による原価押し下げ要因が前期と比較して小幅にとどまったこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回りました。

第18期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

6. 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
富士石油販売株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	10 <small>百万円</small>	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物の収集運搬、太陽光発電
アラビア石油株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油開発プロジェクト関連の資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	600 <small>百万円</small>	(100.0)	石油・ガス・その他エネルギーの開発・生産・環境対応に関するエンジニアリング、コンサルティング
東京石油興業株式会社	120 <small>百万円</small>	(100.0)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売、道路舗装材等の産業廃棄物処理による再生
株式会社ペトロプログレス	100 <small>百万円</small>	100.0	原油・石油製品の調達、販売等
PETRO PROGRESS PTE LTD [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	34 <small>百万シンガポールドル</small> 733 <small>千米ドル</small>	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売

(注) () は、当社の間接出資比率です。

7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

8. 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都品川区
		袖ヶ浦製油所		千葉県袖ヶ浦市
富士石油販売株式会社	本	社		東京都品川区
富士臨海株式会社	本	社		千葉県袖ヶ浦市
アラビア石油株式会社	本	社		東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社	本	社		東京都中央区
東京石油興業株式会社	本	社		東京都品川区
株式会社ペトロプログレス	本	社		東京都品川区
PETRO PROGRESS PTE LTD	本	社		シンガポール

9. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
678名	38名増

10. 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	27,009
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,777
株式会社三井住友銀行	16,935
株式会社三菱UFJ銀行	15,160
株式会社日本政策投資銀行	13,143
三井住友信託銀行株式会社	11,821

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 78,183,677株
 (3) 株主数 13,136名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 J E R A	6,839.9	8.85
ク ウ ェ ー ト 石 油 公 社	5,811.3	7.52
サ ウ ジ ア ラ ビ ア 王 国 政 府	5,811.3	7.52
出 光 興 産 株 式 会 社	5,144.0	6.66
住 友 化 学 株 式 会 社	5,051.6	6.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,764.7	4.87
日 本 郵 船 株 式 会 社	2,750.8	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,375.0	1.78
J X T G ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,350.0	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,258.9	1.63

(注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式 (966.1千株) を除いて計算しております。
 2. 持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
柴生田 敦 夫	代表取締役 締社 役員	
八木 克 典	代表取締役 締社 役員	袖ヶ浦製油所長
山本 重 人	常務取締役	業務部担当 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 PETRO PROGRESS PTE LTD Director
関 大 輔	取締役(社外)	
松村 俊 樹	取締役(社外) 〈独立役員〉	
ムハンマド・ファハド	取締役(社外) 〈独立役員〉	サウジアラビア王国政府 エネルギー省法務局法務監督官
ハーリド・サバーハ	取締役(社外)	クウェート石油公社国際販売担当上級職員
寺尾 健 一	取締役	人事部担当
山本 孝 彦	取締役	総務部・安全環境室担当
川畑 尚 之	取締役	技術部・生産管理部担当
岩本 巧	取締役	企画部担当 日本オイルエンジニアリング株式会社取締役
津田 雅 之	取締役	経理部担当
石井 哲 男	常勤監査役	
井上 毅	監査役(社外) 〈独立役員〉	トピー工業株式会社取締役(社外)
力石 晃 一	監査役(社外) 〈独立役員〉	日本郵船株式会社アドバイザー 株式会社村上開明堂取締役(社外)
坂本 倫 子	監査役(社外) 〈独立役員〉	岩田合同法律事務所パートナー弁護士

事業報告

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の就任は以下のとおりです。
- ・2019年6月26日開催の第17回定時株主総会において、関大輔、松村俊樹、ハーリド・サバーハ、津田雅之の各氏は取締役に、石井哲男、力石晃一、坂本倫子の各氏は監査役に、それぞれ新たに選任され、就任しました。
2. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動は以下のとおりです。
- ・取締役八木克典氏は、常務取締役であったところ、2019年6月26日付で代表取締役常務取締役となりました。
 - ・取締役山本孝彦氏は、経理部担当であったところ、2019年6月26日付で総務部・安全環境室担当となりました。
 - ・取締役川畑尚之氏は、袖ヶ浦製油所副所長であったところ、2019年6月26日付で技術部・生産管理部担当となりました。
 - ・取締役岩本巧氏は、企画部担当兼企画部長であったところ、2019年6月26日付で企画部担当となりました。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・常務取締役八木克典氏は、2019年6月14日付で富士臨海株式会社取締役を退任しました。
 - ・取締役寺尾健一氏は、2019年6月14日付で富士臨海株式会社監査役を、2019年6月25日付で東京石油興業株式会社取締役を、2019年6月27日付で株式会社ペトロプログレス取締役をそれぞれ退任しました。
 - ・常務取締役山本重人氏は、2019年6月18日付で富士石油販売株式会社取締役を退任しました。
 - ・代表取締役取締役社長柴生田敦夫氏は、2019年6月27日付で株式会社ペトロプログレス取締役を退任しました。
 - ・監査役力石晃一氏は、2019年6月27日付で株式会社村上開明堂取締役(社外)に就任しました。
4. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は以下のとおりです。
- ・取締役寺尾健一氏は、人事部担当であったところ、2020年4月1日付で人事部・人材育成部担当となりました。
5. 取締役松村俊樹氏、ムハンマド・ファハド氏、監査役井上毅氏、力石晃一氏、坂本倫子氏につきましては、当社の定める独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。当社の独立性判断基準は下記12をご参照ください。
6. 監査役井上毅氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主です。
8. フウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主であり、当社とは原油の購入等の取引関係があります。
9. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株（持株比率3.56%）を保有する株主であり、当社とは原油タンカー備船等の取引関係があります。
10. 岩田合同法律事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
11. 当社とトビー工業株式会社、株式会社村上開明堂の間には、いずれも開示すべき特段の取引関係はありません。
12. 当社の独立性判断基準は以下のとおりです。
- 当社の社外役員本人又は近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）が、現在又は就任前1年間において、次のいずれかの項目に該当する場合、当該社外役員は独立性に欠けると判断される。
- ① 社外役員本人について
 - a) 主要な取引先 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引額が、当社又は取引先の連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - b) 会計監査人 当社又は当社グループ企業の会計監査人である監査法人に所属する者
 - c) 弁護士等の専門家 直近に終了した事業年度において、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払いを得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該報酬を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - d) 主要な借入先 直近に終了した事業年度末における当社の借入額が、当社又は借入先の連結総資産の2%超の借入先又はその業務執行者
 - e) その他利害関係者 直近に終了した事業年度において、当社から年間1,000万円以上の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資等を受領した者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - f) 大株主 直近に終了した事業年度末において、当社の議決権の10%以上を保有する株主又はその業務執行者
 - g) 相互派遣 直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、役員相互派遣企業の業務執行者
 - ② 社外役員の近親者について
 - a) 上記①のa)～g)のいずれかに該当する者
 - b) 当社又は当社グループ企業の役職員

2. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名等

氏名	退任時の地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
猪股 淳	代表取締役専務取締役	技術部・生産管理部管掌	2019年6月26日 (任期満了)
加納 望	専務取締役	総務部・経理部管掌、安全環境室担当 ANAホールディングス株式会社 常勤監査役(社外)	2019年6月26日 (任期満了)
清水 正孝	取締役(社外) (独立役員)		2019年6月26日 (任期満了)
高尾 剛正	取締役(社外) (独立役員)	住友化学株式会社顧問	2019年6月26日 (任期満了)
岡田 智典	取締役(社外)	出光興産株式会社 代表取締役副社長執行役員	2019年6月26日 (任期満了)
荒井 隆男	常勤監査役	株式会社ペトロプロGRESS監査役	2019年6月26日 (任期満了)
山脇 康	監査役(社外) (独立役員)	日本郵船株式会社アドバイザー	2019年6月26日 (任期満了)
野崎 茂	監査役(社外) (独立役員)	新潟国際情報大学学長	2019年6月26日 (任期満了)

- (注) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の在任中における重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・岡田智典氏は、2019年4月1日付で出光興産株式会社代表取締役副社長執行役員に就任しました。
 - ・加納望氏は、2019年6月21日付でANAホールディングス株式会社常勤監査役(社外)に就任しました。
 - ・高尾剛正氏は、2019年6月25日付で稲畑産業株式会社取締役(社外)を退任しました。
 - ・荒井隆男氏は、2019年6月18日付で富士石油販売株式会社監査役を退任しました。なお、同氏は、2019年6月27日付で株式会社ペトロプロGRESS監査役を退任しました。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額
取締役	17名	264百万円
監査役	7名	45百万円

- (注) 1.上記には2019年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役3名を含んでおります。
- 2.上記のうち、社外役員12名の報酬等の総額は39百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

18-19ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	取締役会・監査役会における発言の状況
関 大 輔 (社外取締役)	取締役会100%	エネルギー産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
松 村 俊 樹 (社外取締役) ＜独立役員＞	取締役会100%	素材産業における経営者としての経験と実績に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ムハンマド・ファハド (社外取締役) ＜独立役員＞	取締役会100%	中東産油国の政府機関における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
ハーリド・サバーハ (社外取締役)	取締役会100%	中東産油国の国営石油会社における経験と知識に基づき、取締役会を始めとした場で、業務執行に対する助言を行いました。
井 上 毅 (社外監査役) ＜独立役員＞	取締役会100% 監査役会100%	金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
力 石 晃 一 (社外監査役) ＜独立役員＞	取締役会100% 監査役会100%	会社経営者としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。
坂 本 倫 子 (社外監査役) ＜独立役員＞	取締役会100% 監査役会100%	弁護士としての経験と法務に関する知見、金融機関における取締役としての経験と見識を活かし、取締役会及び監査役会を始めとした場で、業務執行を監査する観点から質問し、意見を述べました。

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	125,384	流 動 負 債	151,795
現金及び預金	12,769	買掛金	13,686
受取手形及び売掛金	40,302	短期借入金	83,953
たな卸資産	68,346	1年内返済予定の長期借入金	9,463
未収入金	1,212	未払金	18,149
その他	2,753	未払揮発油税	18,939
固 定 資 産	120,119	未払法人税等	90
有形固定資産	101,791	その他	7,510
建物及び構築物	13,791	固 定 負 債	52,412
油槽	3,468	長期借入金	33,622
機械装置及び運搬具	31,401	繰延税金負債	9,002
土地	51,668	退職給付に係る負債	2,397
建設仮勘定	847	役員退職慰労引当金	11
その他	613	特別修繕引当金	2,342
無形固定資産	749	修繕引当金	4,578
ソフトウェア	616	その他	457
その他	132	負 債 合 計	204,207
投資その他の資産	17,579	純 資 産 の 部	
投資有価証券	16,490	株 主 資 本	43,546
長期貸付金	756	資 本 金	24,467
退職給付に係る資産	12	資 本 剰 余 金	30,396
その他	729	利 益 剰 余 金	△9,886
貸倒引当金	△410	自 己 株 式	△1,431
資 産 合 計	245,504	その他の包括利益累計額	△2,393
		その他有価証券評価差額金	8
		土地再評価差額金	1
		為替換算調整勘定	△2,103
		退職給付に係る調整累計額	△299
		非支配株主持分	144
		純 資 産 合 計	41,297
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	245,504

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		462,364
売 上 原 価		486,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,386
営 業 損 失		4,281
営 業 外 損 失		28,668
受 取 利 息	98	
受 取 配 当 金	329	
為 替 差 益	1,440	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,248	
タ ン ク 賃 貸 料	211	
そ の 他	190	
営 業 外 費 用		3,629
支 払 利 息	2,574	
タ ン ク 賃 借 料	216	
そ の 他	838	
経 常 損 失		28,777
特 別 利 益		1,170
固 定 資 産 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	
受 取 保 険 金	1,157	
特 別 損 失		787
固 定 資 産 除 却 損	58	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	729	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		28,395
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		74
法 人 税 等 調 整 額		572
当 期 純 損 失		29,042
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純損失		29,058

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	116,169	流 動 負 債	150,585
現金及び預金	5,011	買掛金	12,416
売掛金	38,818	短期借入金	85,023
商品及び製品	28,557	1年以内返済予定の長期借入金	9,463
原材料及び貯蔵品	39,793	リース債務	20
未収入金	1,282	未払金	18,030
前払費用	1,298	未払揮発油税	18,939
未収還付法人税等	1,054	未払法人税等	30
短期貸付金	37	未払費用	471
その他	315	預り金	69
固 定 資 産	112,825	その他	6,119
有 形 固 定 資 産	99,914	固 定 負 債	51,326
建物	4,739	長期借入金	33,622
油槽	3,468	リース債務	50
構築物	8,670	繰延税金負債	8,657
機械装置	31,081	退職給付引当金	1,786
車両運搬具	0	特別修繕引当金	2,342
工具、器具及び備品	261	修繕引当金	4,578
土地	50,834	資産除去債務	102
リース資産	65	その他	186
建設仮勘定	792	負 債 合 計	201,911
無 形 固 定 資 産	592	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	585	株 主 資 本	25,150
その他	7	資本金	24,467
投 資 其 他 の 資 産	12,318	資本剰余金	7,381
投資有価証券	565	資本準備金	7,381
関係会社株式	10,981	利益剰余金	△4,901
長期貸付金	753	その他利益剰余金	△4,901
その他	426	繰越利益剰余金	△4,901
貸倒引当金	△410	自己株式	△1,797
資 産 合 計	228,994	評価・換算差額等	1,932
		土地再評価差額金	1,932
		純 資 産 合 計	27,083
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	228,994

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

(添付書類)

計算書類

監査報告

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		454,032
売 上 原 価		479,580
売 上 総 損 失		25,548
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,597
営 業 損 失		29,145
営 業 外 収 益		6,210
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	4,351	
為 替 差 益	1,522	
タ ン ク 賃 貸 料	211	
そ の 他	110	
営 業 外 費 用		3,731
支 払 利 息	2,679	
タ ン ク 賃 借 料	216	
そ の 他	835	
経 常 損 失		26,665
特 別 利 益		1,157
受 取 保 険 金	1,157	
特 別 損 失		779
固 定 資 産 除 却 損	50	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	729	
税 引 前 当 期 純 損 失		26,287
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△77
法 人 税 等 調 整 額		558
当 期 純 損 失		26,767

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芦川弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

富士石油株式会社
取締役会 御中有限責任あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩出博男 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芦川 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等から、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人有限責任あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人有限責任あずさ監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

富士石油株式会社 監査役会

常勤監査役 石井 哲 男 ㊟

社外監査役 井上 毅 ㊟

社外監査役 力石 晃 一 ㊟

社外監査役 坂本 倫 子 ㊟

以上

企業行動憲章 (2013年10月1日制定)

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念

エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

■ 安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

■ 安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

■ 社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

■ 法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

■ 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

■ コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

■ 従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

■ 問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以上

株主総会会場

会場

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 3階「ハーバーサーカス」
 電話：03-5460-4411（代表）



※④番、⑤番乗り場は地上階です。

交通

東京モノレール | 「天王洲アイル駅」下車、中央口より徒歩4分

りんかい線 (東京臨海高速鉄道) | 「天王洲アイル駅」下車、出口Aより徒歩8分

都営バス | JR品川駅（港南口）より
 ④番乗り場「天王洲アイル（循環）」行きバスまたは
 ⑤番乗り場「りんかい線天王洲アイル駅前」行きバス7分「天王洲アイル」下車

株主メモ

●事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

●定時株主総会

毎年6月下旬

●期末配当金受領株主確定日

毎年3月31日

●株主名簿管理人

●特別口座 口座管理機関

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

●株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

●郵便物送付先及び電話照会先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル：0120-288-324

●公告方法

電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

<http://www.foc.co.jp>

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座*に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

*口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

富士石油株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル

TEL 03-5462-7761 FAX 03-5462-7815

ホームページアドレス <http://www.foc.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。